

# 小部品シンダー説明書

本品は食品衛生法に基づき  
「乳幼児が誤飲により飲み込む恐れのある大きさを判別する」ための簡易判別用具です。

## 【取扱方法】

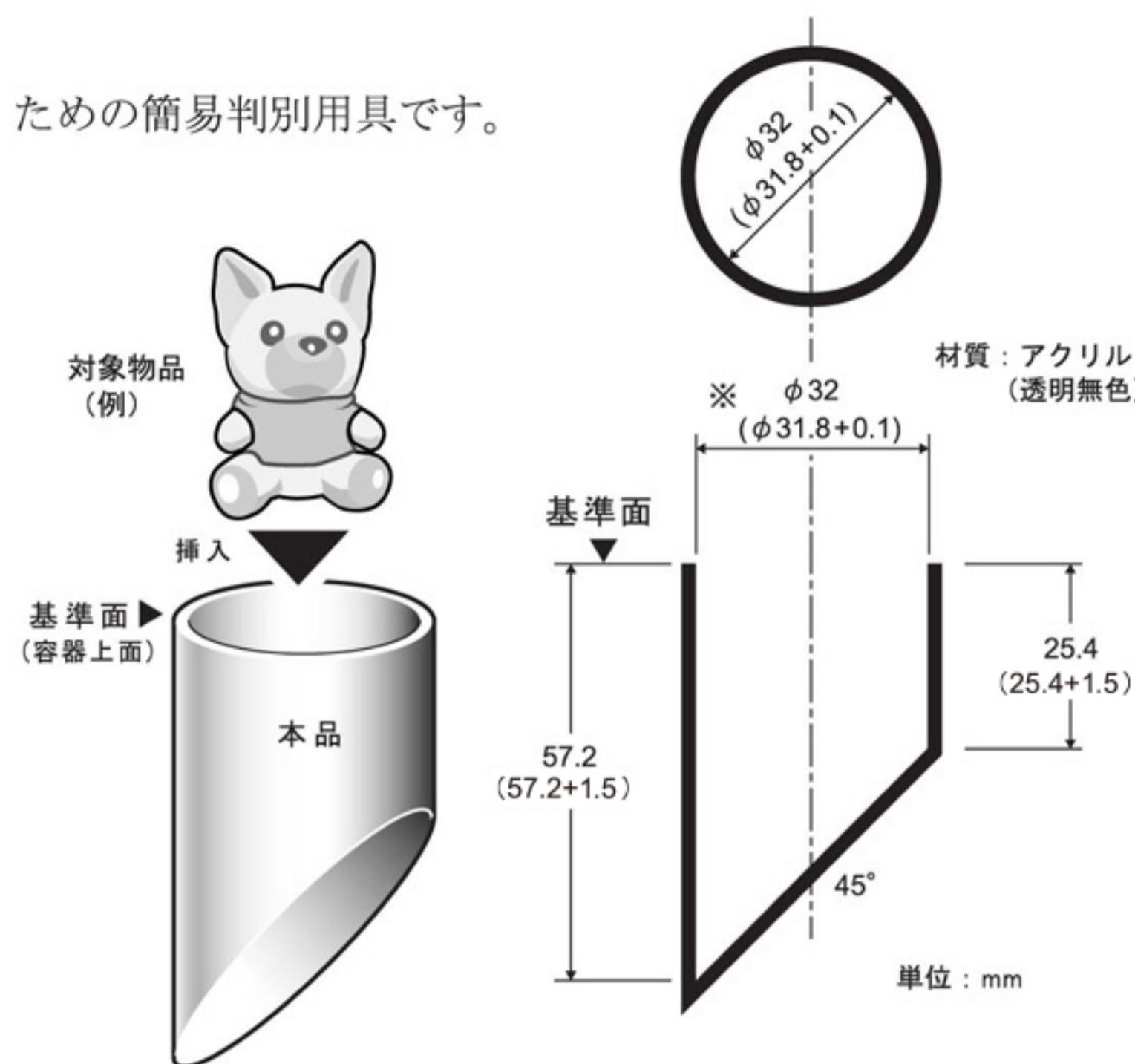
### ①容器内に対象物品を入れます。

- ・物品を圧縮しない状態で、容器の底板に触れる位置まで置いてください

### ②容器内に対象物品が完全に収まるかどうかを確認します。

- ・判定は対象物品が容器内のあらゆる位置・角度にある場合が対象になります
- ・判別が微妙な場合はとくに容器内で物品を慎重に移動しながら判断を行ってください

物品の状態	判定
容器の上面（基準面）からはみ出す	○ 誤飲の可能性が低い
容器の上面（基準面）以内に収まる	✗ 誤飲の恐れあり



※ ( )内は食品衛生法に基づく基準値です。

本品は基準値よりも内径が0.2mm大きく出来ていますので、基準値よりわずかに厳しい判定になります。

## 参考資料：【食品衛生法に基づく乳幼児の玩具（おもちゃ）に対する規制について】

### ■改定の趣旨

- 近年の多様化したおもちゃに対応できるよう食品衛生法第62条第1項に規定する「乳幼児が接触することにより、その健康を損なうおそれがあるものとして規定するおもちゃの範囲を拡大
- 国際的に通用しているおもちゃの規格（ISO規格等）を取り入れ、おもちゃの衛生上の観点からの規格の国際整合性の確保を図ること
- 鉛等に係る規格を強化し、衛生上の観点から、より一層のおもちゃの安全性の確保を図ること

### ■規則に係る改正の要点

- 指定おもちゃの材質制限の撤廃
- 対象がん具の追加（新たに、アクセサリーがん具が追加）  
アクセサリーがん具とは、乳幼児がアクセサリーとして用いるがん具  
具体的には指輪、ネックレス、ブローチ、ペンダント等の装身具の形態をした  
がん具のことをいう  
但し、キーホルダー、携帯電話のストラップ等おもちゃとして遊ぶことを目的  
としないものは、これに含まれない
- 乗物がん具の除外規定の廃止

### ■告示に係る改正の要点

- 原材料から最終製品の規格への変更  
ア 「塗料」から「塗膜」へ  
イ 「材料」から「製造された部分」へ
- 鉛等に係る規格の強化  
ア ISOを参考とした溶出規格への変更  
イ 対象となる塗膜の拡大

ウ 金属製アクセサリーがん具に係る鉛の規格の新設  
新たに金属製アクセサリーがん具（乳幼児が飲み込むおそれのある大きさの  
ものに限る。）に係る鉛の溶出規格を設定したこと。

ISO規格等に準じ、乳幼児が誤飲により飲み込むおそれのある大きさを判別する  
ための容器を定め、この容器内に圧縮しない状態で置いたとき、容器内に  
収まる大きさとしたこと。

### ■適用期日

#### 1 規則関係

規則第78条の改正については、平成20年5月1日から適用すること。  
ただし、平成20年9月30日までに製造され、又は輸入されるものについては、  
当該おもちゃに係る法第18条第2項の規定は、適用しない。

#### 2 告示関係

告示の改正については、平成20年3月31日から適用すること。  
ただし、平成20年9月30日までに製造され、又は輸入されるものについては、  
なお従前の例によることができる。

### ■関連資料

- 平成20年3月31日 「食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準の一部  
改正について」
- 改正に係る新旧対照表
- おもちゃの規格（概要）及び平成20年3月31日の改正による変更点一覧表
- 平成20年4月16日 「おもちゃに係る改正に関するQ&Aについて（その1）」
- 平成20年7月7日 「おもちゃに係る改正に関するQ&Aについて（その2）」
- 平成20年8月12日 「おもちゃに係る改正に関するQ&Aについて（その3）」

平成20年11月現在